

2009年5月14日
(平成21年)

藤沢市長 海老根靖典様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

児童虐待の防止に関することに係る個人情報を目的外に提供すること
及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について（答申）

2009年4月13日付けで諮問（第389号）された児童虐待の防止に関する
ことに係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人
通知の省略について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第12条第2項第4号の規定による目的外に提供する必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第5項の規定による目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報を目的外に提供する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由は次のとおりである。

(1) 児童虐待防止対策事業の概要

本市においては、児童虐待の予防、早期発見及び発生後の迅速かつ適切な対応を目的に、2001年から専任職員及び専門相談員を配置し、関係機関によるネットワークを活用して児童虐待防止対策に取り組んできた。

また、2005年には児童福祉法が改正され、このネットワークが「要保護児童対策地域協議会」として法定化され、関係機関の緊密な連携が一層強く求

められることとなった。

(2) 取り扱う個人情報

取り扱う個人情報の内容については、2001年7月19日付け答申第88号で承認されたものと同様とし、被虐待児童、虐待が疑われる児童またはその関係者についての情報であって、次の①から⑤に掲げる業務のいずれかに必要なものとする。

- ①情報の真偽や事実の確認の調査
- ②事態の危険度や緊急度の判断
- ③介入や援助方法の検討
- ④具体的な援助活動、並びに援助方法の検証・再検討
- ⑤予防を目的とした日常的な見守り体制づくり

(3) 個人情報を目的外に提供する機関に追加する機関

横浜地方法務局 湘南支局

(4) 個人情報を目的外に提供する機関に追加する必要性について

児童虐待防止対策については、要保護若しくは要支援児童に関して関係機関及び関係各課が保有する情報を共有し、設定した支援目標達成のために共通認識を持って対応していくことが不可欠となる。従って、藤沢市児童虐待防止実務者ネットワーク業務に係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略、目的外利用すること及び目的外利用することに伴う本人通知の省略並びに外部提供すること及び外部提供することに伴う本人通知の省略について藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問し、それぞれの必要性を認めるとの答申(前出第88号)を得ているところである。

今回このネットワークの構成機関に「横浜地方法務局 湘南支局」を追加することについては、平成19年5月11日付けで、法務省人権擁護局調査救済課長から法務局人権擁護部長及び地方法務局長あてに「児童虐待事案等における関係機関との連携強化について」が通知され、地方法務局または支局は都道府県、市町村等が設置した各協議会(要保護児童対策地域協議会)に参加することとされたことを受け、横浜地方法務局湘南支局から要請があったものである。

また、同支局の取扱業務には、国民の基本的な人権を擁護するために人権侵犯事件の調査・処理、人権相談などに関する事務等を行う人権擁護事務が含まれており、「子ども人権110番」において児童虐待に関する相談等を受け付けていることから、同支局を要保護児童対策地域協議会の構成機関に追加する必要性は高いと認められるところである。

(5) 本人通知を省略することについて

このことについては、以下のとおり既に答申(前出第88号)を受けているた

め、本件についても同じ扱いとするものである。

ア 本事務において、個人情報の本人が虐待者である保護者、虐待の疑いがある保護者、被虐待児童の関係者又は虐待が疑われる児童の関係者の場合、本人に通知することはかえって虐待を助長する恐れが生じるなど事務の目的を失ってしまうことから、当該本人に通知しないことの合理的理由があると認められる。

イ 個人情報の本人が被虐待児童、虐待が疑われる児童である場合には、弁識能力の有無を考慮し15歳以上の児童に対しては個別具体的に本人通知の必要性を判断し、15歳未満の児童に対しては本人に通知しないことの合理的理由があると認められる。

(6) 実施時期

2009年7月30日以降

(7) 提出資料

ア 藤沢市児童虐待防止実務者ネットワーク要綱 資料1

イ 個人情報取扱事務届出書 資料2

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)及び(2)のとおり判断をするものである。

(1) 個人情報を目的外に提供する機関に追加する必要性について

児童虐待防止対策については、要保護若しくは要支援児童に関して関係機関及び関係各課が保有する情報を共有し、設定した支援目標達成のために共通認識を持って対応していくことが不可欠となる。従って、藤沢市児童虐待防止実務者ネットワーク業務に係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略、目的外利用すること及び目的外利用することに伴う本人通知の省略並びに外部提供すること及び外部提供することに伴う本人通知の省略について藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問し、それぞれの必要性を認めるとの答申(前出第88号)を得ているところである。

今回このネットワークの構成機関に「横浜地方法務局 湘南支局」を追加することについては、平成19年5月11日付けで、法務省人権擁護局調査救済課長から法務局人権擁護部長及び地方法務局長あてに「児童虐待事案等における関係機関との連携強化について」が通知され、地方法務局または支局は都道府県、市町村等が設置した各協議会(要保護児童対策地域協議会)に参加することとされたことを受け、横浜地方法務局湘南支局から要請があったものである。

また、同支局の取扱業務には、国民の基本的人権を擁護するために人権侵犯

事件の調査・処理，人権相談などに関する事務等を行う人権擁護事務が含まれており，「子ども人権110番」において児童虐待に関する相談等を受け付けていることから，同支局を要保護児童対策地域協議会の構成機関に追加する必要性は高いと認められるところである。

以上のことから判断すると，個人情報を目的外に提供する機関に「横浜地方法務局 湘南支局」を追加する必要性があると認められる。

(2) 目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由について

このことについては，以下のとおり既に答申(前出第88号)を受けているため，本件についても同じ扱いとするものである。

ア 本事務において，個人情報の本人が虐待者である保護者，虐待の疑いがある保護者，被虐待児童の関係者又は虐待が疑われる児童の関係者の場合，本人に通知することはかえって虐待を助長する恐れが生じるなど事務の目的を失ってしまうことから，当該本人に通知しないことの合理的理由があると認められる。

イ 個人情報の本人が被虐待児童，虐待が疑われる児童である場合には，弁識能力の有無を考慮し15歳以上の児童に対しては個別具体的に本人通知の必要性を判断し，15歳未満の児童に対しては本人に通知しないことの合理的理由があると認められる。

以上のことから判断すると，目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

以 上